

ジョン・ロックの政治哲學における「同意」理論

鈴木秀勇

一

政治權力の起源にかんする・ジョン・ロックの議論は普通、民衆主權と國家契約との理論である、と解されている。しかし、このような理解が果たして十全に正しい、と言えるかどうか、この疑いが本稿の出発點である。

ロックの政治哲學體系の中樞にあるものは、右の・政治權力の起源の問題である。イングランドの民衆の權利を意識し、ステュアート國王の絶對權力はこの權利を侵害するものと観じたロックにとっては、*de facto* としての・右の權力に代えて、あの權利意識を満足させるに足る・*de jure* としての政治權力を理論的に構成することが必要であった。そして、このような構成を可能にする

るために、ロックは、あの權利の主體である民衆の中に同時に、かかる權利を實現する・ある根源的權力をおき、民衆が政府を設立する時に、この權力が設立された政府に轉移するものと考え、このように轉移した權力が政治權力に外ならない、とする方法をとった。ここに自然の狀態の論理的意味があるのであるが、ここからすれば、民衆主權理論は、確かにロックの中に見いだされる、とすることができ。

ところで、民衆主權理論がこのようなものであるとすれば、それは、政治權力の構成、すなわち、權力の・民衆から政府への轉移の理論を含んでいなくてはならない。この轉移の理論もまた、ロックの中にある。ところで、この點にかんするロックの議論は通常、いわゆる國

家契約説に屬するものと見られてゐるけれども、嚴密な意味では、そのような理解は正しくないのである。ギールケにしたがつて、國家契約が二つの契約、すなわち、社會契約ないし結合契約（政府あるいは國家の創出母胎としての社會を形成する方法としての契約）と、支配契約ないし服従契約（政府あるいは國家の設立とそれへ權力を付與する方法としての契約）とから成るとすれば、ロックの中には實は、これが二つとも見いだされないものである。私たちが彼の中に見るのは、前者に代わるものとしての「同意（consent）」ないしは「合意（agreement）」であり、後者に代わるものとしての「信託（trust）」である。

ロックの場合、權力の轉移過程は、いわば二つの段階から成る、とすることが出来る。第一は、自然の状態にある各個人が、この状態の缺陷を意識し、これを克服するために政治社會（國家）を設立する同意を交わし、この同意によつてまずある團體に融合する、という段階である。右の團體をロックは、「共同社會」(the community)と名づけるのであるが、この段階では權力は、自然

ジョン・ロックの政治哲學における「同意」理論

の状態における各個人の手から出て、この團體すなわち共同社會の中に轉移する。第二の段階は、共同社會が主體となつて、自らの上に政府（立法部と執行部と）を持つ政治社會（國家）を設立する段階である。だから、共同社會は政治社會——ロックはまた、「市民社會」という概念をもこれに適用する——の母胎である。そして、この・政治社會の設立は、共同社會から立法部と執行部とへそれぞれの權力が信託されることによつて行われる。

つまり、この・第二の段階では、權力は共同社會からの信託によつて政治社會の中へ轉移するのである。そして、共同社會が立法部と執行部との設立という・具體的な行爲を遂行できる權利主體となり、その方向に成員を拘束することができるのは、ロックの場合には、共同社會という團體の中に機能する「多數決」原理によるものに外ならない。

このようにして、權力の轉移過程を把握する際の・ロックの理論は、一つには、同意ないしは合意理論であり、二つには、信託理論である。もとより、ロックの中には、いま一つの關係で「同意」理論が現われている。

それは、いわゆる「同意による支配」の理論である。ただ、この理論は、政治権力の合法性を基礎づけるものとして同意を語るのであって、政治権力の起源ないし轉移の理論とは別の關連にある、と言わなくてはならない。

ところで、政治権力の合法性にかんする同意理論であり、政治権力の起源ないしは轉移にかんする同意¹¹および信託理論であり、これらはロック政治哲學の核心的部分であるにもかかわらず、從來必ずしも明快な指摘がこれらに與えられなかつたように思われる。それは、おそらく、國家契約説が多く民衆主權理論の隨伴物であるところから、後者によってロックを直ちに前者の學説の系列に組入れてしまふ先入見にわざわいされたためであるか、でなければ、イギリスの政治¹²ないし法思想の傳統的概念としての「同意」と「信託」とへの不注意から生じたものであろう。たとえば巨匠ギールケでさえ、正しくは同意と言うべきところを「結合契約」と呼び、信託と言うべきところを「服従契約」と呼んでいる¹³、ロック研究のスタンダード・ワークの一つにあげられる著作¹⁴の著者エアロンも、ロックの信託理論を認めながらも、基本

的には彼の理論を社會契約理論であるとし——エアロンの・この理解は、社會契約理論が「自然法理論の系(the corollary)である」という見解から生じている——、ロックの信託理論はこの社會契約理論の「修飾」である、と述べている。イギリス法制史研究の權威マイトランドによれば、ロックに現われるような信託概念は、契約理論の弱點を隠蔽するに役立つもの、と評されており、ラスキは、同意による支配の理論は認めながら、信託理論には注目しておらず、總じてロックを社會契約説で蔽っている¹⁵。もっとも、ロックの信託概念については、このような無理解が漸次改められて來ていることは、すぐれた・イギリス政治制度史研究家サー・アーネスト・バーカーが、ギールケの前引の著作をほん譯するにあたって、ギールケがロックについて前述のように結合契約と服従契約とを語っている註に更に譯註を施し、¹⁶「より嚴密には、われわれは、ロックが信託の概念を使用して、契約の概念は使用しておらない、と言ふことができる……」、「信託は契約ではない。つまり、被信託者は信託者と契約の關係にはいらない」、「信託は、政治學に應用された

場合には、『服従契約』にたいしてなんらの餘地も残さない」旨強調しているところに、端的にうかがわれるのである。もとより、このような注目は、パーカーに始まったものではなく、すでにヴォーンに見られるところである。彼は、「はるかに重要なことであるが、彼〔ロック〕は、執行部がその權威を引き出す手段をしるすに當り一度も契約なる語を用いておらない。それは常に信賴であり、あるいは信託である」と正しく指摘した後、ロックがなぜ契約理論をではなく信託理論を採用したか、の理由について、信託の解消任意性をあげ、契約が政府と民衆との平等性を前提するの⁽¹⁰⁾にたいし、信託は政府にたいする・民衆の優位を保証するものである、という事情を論じている。最後に、ロックに現われるような信託概念について、それがいかに私法からのメタファーから公法の概念に轉じたか、を特に一七世紀の政治的動向に照しながら、私たちに多く近づきたい資料に即して史的に考察する、という・貴重な業績を出したのがガフである⁽¹¹⁾。

ロックの信託理論を正しく理解することは、自然法政

ジョン・ロックの政治哲學における「同意」理論

治哲學の歴史における・彼の思想的・理論的特徴をなす得する上に最も重要な事柄であることは、言うまでもないが、なおその外に次ぎの點でこの理論には特に注目する必要がある。第一は、彼の『統治論』の意圖にかんしてである。『統治論』は、著者が自らその「まえがき」で告げているように、名譽革命の理論的根據を提供することが出来るものとして書かれた。確かに、そこには、民衆の抵抗権および革命権の理論が明白に説かれてい⁽¹²⁾る。しかし、この理論の支柱となっているのは、實は、あの信託理論なのである。民衆主權の立場は、おそらく、抵抗権および革命権の理論を持つこと⁽¹³⁾によって完成される。なぜなら、民衆が、権力の發生の場所であるのみでなく、また、権力の復歸する場所でもある、とされること⁽¹⁴⁾によって、民衆主權の立場は貫徹されるからである。ロックの信託理論は、権力の・民衆から政府への付與過程の理論であるにとどまらない。それは、ヴォーンの言うような・信託の解消任意性によって、民衆の・政府にたいする優位を語るものであると同時に、権力の・政府から民衆への復歸の理論でもあり、このことによって、

抵抗權Ⅱ革命權理論の・強力な基礎となつているのである。第二は、ロックがなぜ信託理論を採用したか、にかんしてである。この點については、ロックが政治権力に、それが起源と目的において民衆的制約を絶對的には負うているにもかかわらず、なお相對的に獨自主動領域——、彼の表現にしたがえば「自由裁量 (a latitude)」——を容認する必要を思つた、ということに留意する必要がある。この間の事情を適切に告げるものは、『統治論』第二論文第三章「一國社會の諸權力の上下關係について」と、第四章「大權について」とであるが、つまり、彼の信託理論は、民衆主權の立場と政府の行動の獨自性の要請との二つをよく總合できる理論であつた、ということを私たちは考えなくてはならない。

このようにいくつかの點で基本的な重要性を持つ・ロックの信託理論は、上述した通り、漸次正しい理解を與えられて來ていたのであるが、これに比すれば、「同意による支配」の理論は、ウォーンによつて僅かにふれられ、ガフに至つてようやく綿密な吟味を加えられてゐるにすぎない。ところが、ロックにおいて社會契約に代わるも

のとして現われている・いま一つの同意概念については、これが多く「同意による支配」の同意概念と混交され、ガフでさえこの點には注目することなく行き過してゐる實狀である。

ここで「同意による支配」Ⅱおよび「信託」理論について述べることは、紙數の關係で許されない。私は以下で、ロックがいかに契約概念を適用してゐないか、を示し、彼がこれに代えるにいかにか右の同意理論を採用してゐるか、を見、そして、その意味がどこにあるか、を考へてみたい。ただ、問題は權力の轉移過程にかかわるものであり、したがつて、最初に、ロックにおける・自然の狀態の性格と、これを規定してゐる・自然の法概念とを理解しなくてはならない。特に、この點にかんする・ロックの特異な思想と論理とは、彼が、自然の狀態から共同社會への移行を論ずるにあつて同意理論をとつたことに深い關連を持つのである。

(1) Gierke, Otto: Johannes Althusius und die Entwicklung der naturrechtlichen Staatstheorien. Zugleich ein Beitrag zur Geschichte der Rechtssystematik.

- [Untersuchungen zur deutschen Staats- und Rechtsgeschichte. Nr. VIII]. Breslau. 1880. S. 76.
- (2) cf. Locke, : Two Treat. of Gov. Bk. II. Ch. VII.
- (3) Gierke : Das deutsche Genossenschaftsrecht. Bd. 4. Berlin, 1913, SS. 396—397, Anm : 68, S. 467.
- (4) Aaron, R. I. : John Locke. Oxford. U. -P. 1937.
- (5) op. cit., p. 274.
- (6) op. cit., p. 276.
- (7) Maitland, F. W. : Introduction to his translation of Gierke's Political Theories of the Middle Age. (Cambridge, 1900, xxxvi, note).
- (8) Laski, H. J. : Political Thought in England. Locke to Bentham. Oxf. U. -P. Rep. 1950. Ch. II. § III.
- (9) Barker, E. : Notes to his translation of Gierke's Natural Law and the Theory of Society. Cambridge, 1934, vol. II. pp. 299—300.
- (10) Vaughan, C. E. : Studies in the History of Political Philosophy before and after Rousseau. Manchester, 1925, vol. I, pp. 145—148.
- (11) Gough, J. W. : John Locke's Political Philosophy. Eight Studies. Oxford, 1950, Ch. VII. Political Trusteeship.
- (12) Locke : Bk. II. Ch. XIX, § 243.

ジョン・ロックの政治哲学における「同意」理論

- (13) Vaughan : op. cit., pp. 139—140.
- (14) Gough : op. cit., Ch. II.
- (15) loc. cit.

二

「政治上の権力を正しく理解し、また、その起源をたずねるためには、私たちは、萬人が自然的にはいかなる状態にあるか、を考察しなくてはならぬ」と書き始められた『統治論』第二論文第二章「自然の状態について」において、ロックは、人間の・自然の状態を二つ、すなわち、自由の状態と平等の状態とに規定する。前者は、「自然の法のらち(埒)をこえぬ限りでは、他のなんびとに許可を求めることもなく、あるいは、他のなんびとの意志に左右されることもなく、自分の考え一つでよしとするところにしたがって、自分の行動を運営し、かつまた、右にしたがって自分の資産と身柄とを處理する、という・完全な自由の状態」であり、後者は、「権力と司法権とは、誰もがこれを互ひの上にあつてゐる。そして、他人より多くこれを持っている者はひとりもおらぬ」状態である。この・平等の状態は、もとより、自然的には人

間の間になんらの支配権ないしは主権は存在せず、なんらの從屬ないしは隸屬關係も存在しない、ということの意味するものであるが、しかし、ロックの行論にとつてより重要なことは、それが、右の引用に見えるように、各個人の「司法權」の平等を意味している、ということである。このことは、次ぎの敘述に照しても明白であろう。「ところで、萬人に、他人の權利にたいする侵犯と、相互の加害とを慎ませるため、つまり、全人類の平和と保存とを願っている・自然の法が遵奉されるために、この状態においては、自然の法の執行は、各人の手にゆだねられている。そして、右によって人は誰しも、この法の違反の阻止が達成できる程度まではこの違反者を處罰する權利を有するのである」(II, 96)。ロックの場合、各個人の自由は、自然の法をその限界として持ち、また、各個人がこの限界を遵守することを前提として、萬人の自由は成立することができる。そして、この限界が遵守されるためには、自然の法の侵犯者を「處罰する權力」が各個人の手に平等にあることが必要とされる、と考えられている。ロックは、右の權力をまた、「違反相當の

返報、言いかえれば、賠償および拘禁に足るだけの返報を犯人に加える權力」である、と述べ(II, 98)、あるいはまた、「自然の法にそむく犯罪事件が生じた場合、これがどの程度の處罰を要求するものであるかを公平に判定する權力と、かつまた、かかる判定に基いてこの犯罪を處罰する權力と」である、とも規定している(II, 96)。このようにして、自然の状態を形成する・一つのもの、すなわち、平等の状態は、ロックの場合、主として處罰とその執行との權力の平等性を内容とするものに外ならない。すなわち、ロックは、人間の・根源的・自然的權力の一つをこのようにとらえている、とすることが出来る。ところで、自然の状態を形成する・いま一つのもの、すなわち、自由の状態は、前引のような・その規定にしたがえば、明らかに、また權力の状態であり、つまり、その内容をなすものは、人間の・いま一つの自然的權力である。司法權、ないしは處罰の權力が他にたいする權力であるとすれば、自由は自己にたいする權力である。逆にまた、處罰の權力は、それが各個人の・自己の判定とその執行との權力である以上、また一つの自由であ

る。それは、あの・第一の自由と共に、人間の自然的自由の・いま一つものを形づくる。先の・二つの自然的権力は、また人間の自然的自由の内容に外ならない。なぜなら、なにものかをなしうる状態が自由であるからである。

このような自然的権力ないしは自然的自由が、しかし、ロックの場合には、どのように基礎づけられているのであろうか。換言すれば、それらがなぜ自然的、すなわち人間にとって本來的とされるのであろうか。この間の事情を知る契機は、前に見た論旨、すなわち、自然の状態における・處罰の権力は、自然の法が遵奉されることを目的とするものであるが、遵奉されるべき・自然の法は、全人類の保存を願っている、という立論である。つまり、これによれば、全人類の保存を Imperativ として命ずる・自然の法の・その拘束力から、處罰の権力が導き出されているもののように思われ、のみならず、この・自然の法は、個人の・自由の権力にとっても、單にその・消極的な限界であるばかりでなく、積極的な基礎となっているらしく考えられる。言いかえれば、自然の法が、

ジョン・ロックの政治哲學における「同意」理論

全人類の保存を命ずるところから、個人の自由が基礎づけられ、その裏面として、つまりそれが全人類の相互的侵害を禁止するところから、處罰の権力が基礎づけられるのではあるまいか、ということである。しかし、このことが言えるためには、ロックの中で、自然の法が、同時に右の・二つの機能を果たすことができるようなものとして、把握されていなくてはならない。そのような把握がロックの中にあるであろうか。これが根本問題である。

私は、人間に自己保存（自己の身柄および資産の保存。それはまた、自己の生命と生命の保存とに必要なもの、すなわち、四肢、自由、および資産——ロックはこれらすべてを包括するものとして「所有權」という概念を用いている⁽¹⁾）の保存とも言われる」と、他人の所有權への侵害の禁止とを命じている・自然の法が、ロックの中である統一的な思想によって基礎づけられていることを、次ぎの敘述の中に見いだすのである。ロックは言っている、「自然の状態は、この状態を支配する・ある・自然の法を有し、これが各人を拘束する。自然の法なる理性は、

ひとり理性にのみ助言を求める全人類にたいし、萬人は平等で獨立しているのであり、だから、なんびとも他人の生命、健康、自由、ないしは、資産の上に損傷を加えてはならぬ、と教えているのである。なぜなら、人は皆、萬能な・限らない知えをたたえた・ゆ一の造物主の作品であり、ただひとりの主のしもべとして、主の命により主の業（わざ）のために地上におくられて來たものである。したがって、人は、神の作品であり、神の所有物であって、神の意のある間生存を許されこそすれ、なんら他人の氣ままによって生存を左右されるものではない」(D. §II)。この敘述は、ロックの一片の措辭では斷じてなく、彼の・個人的自由の理念、いな、人間權利觀の根柢をなすもの、と言わなくてはならない。つまり、前述したような・人間の・二つの權力は、人間の・神による被造性と、被造性に基く・人間の・神による被所有性から生じて來たのである。だが、それはなぜか。神による・人間の被造性と、被造性を通じての被所有性という思想を含む論理はなになのか。私たちは、ロックが、『統治論』第一論文第六章において、ロバート・フィルマー

の所論の・基本前提である・支配權力としての家長權力を否定するために、まずこの思想をもって立向っていることを、想起する必要がある。ここで、子は、父によってではなく、神によって作られる、とされることによつて、出生に基く・父の・子にたいする支配關係は切斷される、子は人間として父と平等な立場にまで高められるのである。第二論文では、この思想は、人間一般の間の支配關係の否定に向かうのであるが、この際に特に働き出るのは、人間の・神による被造性よりは、被造性を通じての被所有性の思想である。つまり、人間はすべて神によって作られ、作られることによつてすでに神によって所有されており、そして、この被所有が、人間相互間の侵害の一切を排除する。すべての人間がそれぞれ、被造性を通じて直接に神の所有の中に吸収され、これによつて人間相互間における支配關係——支配は一つの所有である——は切斷され、そこに價值個體としての個人、すなわち、人間の權力ないし權利が成立する。つまり、ロックが神による・人間の被所有性の思想によつて語ろうとしたものは、超越的なものによる・人間關係の《切斷

の論理』である、と言うことができる。そして、ここに成立するのが、人間の相互的侵害を禁止する Imperativ としての・自然の法であつた。神による・人間の被造性はまた、人間に生存を命ずる Imperativ としての・自然の法をも成立させる。第一論文の第四章および第九章に見られるように、神は、人間を創造することによって、同時に人間の生存に責任を負うものと考えられ、そして、この責任性の思想からロックは、神は、人間に地上の物を使用する権利を、人間の創造において、與えたとする把握を導き出している。神による・人間の被造性が、このようにして、人間の所有権の一般的基礎なのであり——このことは、第二論文第五章「所有権について」の・初めの部分でも繰返されている——、のみならず、人間の・自己保存の欲求すら、右のような・神の責任の表現であり、人間がこの欲求にしたがって自由に行動することは、創造者たる神の意志の實現に外ならない、と理解されているのである。

ロックの・自然の法の把握が右に述べたような論理、すなわち、個人は根底的には被造性によって神に直結さ

ジョン・ロックの政治哲學における「同意」理論

れ、この直結によって人間的支配關係を切斷され、権利主體として成立する、という論理に基礎をおくものに外ならないとするならば、彼における・自然の法はすぐれて普遍主義的な性格を持っている、と言うことができる。この性格を確證するものは、ロックが、各人は、他人の侵害を禁止されるのみでなく、進んで他人の保存をも心がけなくてはならない、と述べていることである。

このことは特に、各人が所有権の侵害者を處罰する權力において現われる。すなわち、ここで人は、自己の所有権を侵害した犯罪者を處罰することができるばかりでなく、他人の所有権を侵害した犯罪者をも處罰することができる、とされるのであるが、このことは、ロックの・自然の法概念の・右のような性格から生じて來るのである。つまり、人間が、自己の傷害と他人の侵害とを禁止され、しかし、自己の保存と他人の保存とのために自由に行動することができるのは、彼が、神の被造物であり神の所有物である、という意味において人類の一員であるからであつた。ここでロックが、生産が所有権を基礎づける、という原則を超越者である神にまで投げかけて

いるところには、彼の市民的心意が端的に表出されているのであるが、彼の・自然の法概念とその内容とが、窮極的には上のような思想に基く人類性概念から流出していることにもまた、私たちは十分な注意を拂わなくてはならない。なぜなら、このような普遍主義こそかえって、ロックの・ラディカルな個人主義を支えているからである。現在では、ロバート・フィルマーの反ばくにささげられた・『統治論』第一論文は、もはやその内容については、ほとんど見るべきものがない、とする評價が行われているけれども、私は、少くとも、人間に、自己ならびに他人の侵害を禁止し、各人に自己保存のための自由を與える・自然の法が、ロックの場合に、どのような思想と論理とによって把握されているか、の消息を暗示している點では、「第一論文」もまたなみなならぬ意義を持っている、と考えるのである。

ところで私たちにとつて重要なことは、自然の法にかんする・このような基本的把握が自然の状態の性格をどのように規定しているか、という點である。このことは、たとえばホッブズの場合との比較によって、明らかにな

る。ホッブズにあっては、各人の自然的權力は、すべての物とすべての・他の人間とを蔽いうるものとして、とらえられている。これは、自然の法が、各人間存在の・リアルな力の運動に即して基礎づけられているからである。ところが、ロックの場合には、それは、限られた物の上に及ぶものにすぎないし、他の人間にたいしては全く成立しない。このような限定性は、自然的權力を付與する・自然の法が、上に見た論理によって基礎づけられているからであり、すなわち、もともと切斷、すなわち限界性を本質とするものであるからに外ならないのである。更にまた、だからホッブズにあっては、各個人の自然的權力は互いに矛盾に陥らざるをえないし、この矛盾が社會學的には戦争の状態としての・自然の状態となつて現われ、心理學的には自然の状態における・各個人の恐怖となつて現われる。ところが、ロックの場合には、自然的權力の・このような人間的拘束性は存在しない。彼にとつてあるのは、ひたすら超越的拘束性でしかない。これは、前に見たところから理解される。このことはまた、ロックの・自然の状態の性格が、矛盾的なものでな

く調和的なものであることの理由でもある。彼にとつては、自然の状態は、各人がこの超越的拘束、すなわち自然の法を遵奉する限りは、存立しうるものとして、考えられている。⁽⁷⁾それは、ホッブズの場合のように、矛盾的であり、したがって必然的に克服されなくてはならぬものとしては、思われていない。だから、自然の状態が終えんするとすれば、それは、それに内在する根據によつてではなく、前提たる・あの拘束、すなわち自然の法の遵奉の不確定性から生ずるものに外ならない。だから、ロックスの場合には、自然の状態にたいして抱かれる感情は、恐怖であるよりは、むしろ、不安である、⁽⁸⁾と言ふのが正しいであろう。⁽⁹⁾そしてまた、ここから、共同社會による・自然の状態の克服は、恐怖に動かされた必然的行爲であるよりは、不安を契機とする・自由な意志行爲である、という推測が成立する。事實、後に見るよう⁽⁹⁾に、ロックスは、拘束性を本質とする契約をではなく、まさしく個々人の目的意志の合致である同意をとつたのである。そしてこのような同意理論が生ずるのは、根本的には、上に見た・自然の法の把握の仕方と、それによる・

ジョン・ロックスの政治哲學における「同意」理論

自然の状態の性格規定とに由來する、と言ふべきであるう。

ロックスの場合に自然の状態における・人間の・二つの自然的權力ないし自然的自由がどのような基礎の上に考へられているか、また、それがなぜ自然的と言われるか、の理由は以上に述べたところから理解される。私は、次に、自然の状態が共同社會に移行する・第一に根據と、第二に内容、すなわち、自然的權力の轉移過程と、第三にその方法とについて、見ることにしよう。

(1) Locke; Bk. II, Ch. IX, § 123.

(2) 特ニ §§ 52—54.

(3) Locke: Bk. I, Ch. IV, §§ 24, 30, 39, 特ニ § 40: Ch. IX, §§ 86, 87, 88.

(4) Bk. I, loc. cit.

(5) Bk. II, Ch. II, §§ 8, 11.

(6) ロックスの政治哲學と信教自由論とを共通に貫ぬいていゝのが、限定性の理念であることは、注意すべき事項である。

(7) cf. Ch. I, §. 13; Ch. III, §. 19.

(8) cf. Ch. IX, §123.

(9) この點については、以下の第三、第四節を参照された

い。

三

上に見たところからすれば、自然の状態における・人間の自然的権力にとっては、自然の法がその積極的基礎である。しかし、そのことによって自然の法は同時にまた、その消極的基礎、すなわち前提である。自由の権力が、これを前提とすることは、ロックによって明言されていた⁽¹⁾。處罰の権力についてもまた、それが自然の法の保存を目的とする限り、處罰者が右の必要以上に犯罪者を處罰すれば、今やところを變えて處罰者が自然の法の違反者として罰せられなくてはならないことが、記されている⁽²⁾。つまり、これら二つの自然的権力の妥當性は、あの前提の遵奉、すなわち、権力の保持者である各人が常に自然の法・嚴格な遵奉者であることによって、初めて成立することができる。しかしながら、右の保證が、果たして自然の状態の中に存在するであろうか。ロックにあるは、この不安こそ、自然の状態から政治社會(國家)への移行の根據であった。彼はすでに第二章

で、特に處罰の権力の自然性にかんして、右の不安を記し、これに基く・政治社會への移行の必要性を暗示している⁽³⁾(しかしなお、ロックはここで、自然の状態の存続の可能性、および政治社會にたいする・その優位に固執している。このことは、戦争の状態と自然の状態との峻別と共に、ロックの・自然の状態が矛盾の状態ではなく、むしろ不安の状態と見られるべきことの傍證である、と考えられる)。けれども、ロックが、右に基く・移行の根據を總括的に與えているのは、第九章「政治社會と統治權との諸目的について」である。

ここでロックがあげている・あの移行の根據は、三つ、すなわち、自然の状態における・第一にポジティブな法の缺如、第二に統一的な判定者の缺如、そして第三に判定を實施する強力の缺如、である。自然の状態の存立前提である・自然の法は、「萬人の胸に明らかに刻みつけられている」はずであるにも拘らず、しかし、人は、利害關係によって心を歪められているばかりか、研究の不足にもよって、必ずしも自然の法・嚴格な遵奉者でない。すなわち、自然の状態には、「第一に、正邪の基準

として、また、人々の間に生ずる・あらゆる紛争を仲裁する・共通の尺度として人々の・共通の同意によって受けいられかつ認められた・ゆるぎない・確定的な・衆知の法が缺けている」(IX § 124)のである。更にまた、自然の状態にあっては、前述のように、誰もが自然の法の裁判官であると同時にまた執行官でもあり、右と同じ理由から、ここでは正當な判定と適切な處罰とは期待しがたい。すなわち、「第一に、自然の状態には、ゆるぎない法にしたがってあらゆる不和の黑白を決定する權威をそなえた・衆知の・公平な裁判官が缺けている」(IX § 125)。そして、「第三に、自然の状態にはしばしば、正しい判決が下された場合にも、これにうらづけと支持とを與え、この判決を正しく執行せしめる權力が缺けている」(IX § 126)。なぜなら、自然の法を侵犯するような者は、強力によってこの不正を正當化しようとはかるであろうし、したがって、これを處罰しようとする・個々の・罪なき人間に一層の危害が加わるからである。人々が自然の状態からのがれて「たちまちのうちに社會の中に追いつまされ」、すなわち、「統治關係に根ざす・ゆるぎない法

ジョン・ロックの政治哲學における「同意」理論

のもとに身をのがれ、そこに彼らの所有權の保存を求め」のは、自然の状態に多く隨伴する・右の・三つの「不都合」によるものである、こうロックは述べている。ところで、移行の根據が右の通りであるとすれば、それは當然、あの・自然の状態において各人の手にあつた・二つの自然的權力がどのように轉移するか、という事柄、すなわち、あの移行の内容と不可分である。これについての・ロックの規定は、まず、自然的權力の・第二のもの、言いかえれば、處罰の權力について與えられている。上の事情から、と彼は述べている、「彼ら〔自然の状態にある人々〕はいずれも、自分の・個人的な處罰權力を、それがひとり、彼らの間にかかる權力の行使のために任命された者のみの手により、かつはまた、共同社會の合意なり、ないしは、共同社會からかかる目的のため權威を與えられた人々なりの合意がえられるような規則によって、行使されることを望んで、進んで引き渡してしまふ (give up) のである」(IX § 127)。

右の行文に現われている「共同社會 (the community)」は、ロック特有の概念である。それは、自然の状態

に缺如する・三つのものを創出しようと意志した人々の・その同意が齎らす「團體 (one body)」であり、「融合體 (union)」であつて、右の・三つのものから組成される組織すなわち國家——ロックは、これを表示するのに、「政治社會 (political society)」あるいは「市民社會 (civil society)」と云う語を用ひており、彼が好んでしばしば用ひてゐる「^{コモンウェルス}國社會 (commonwealth)」の語も右と同じものを表示する、と考えられる——の母胎である。ロックは、共同社會をまた單に「社會 (society)」とも呼んでゐるが、これらと彼の言う政治社會ないしは市民社會とが、互いに區別されなくてはならぬ概念であることは、もとよりである。なぜなら、後者は、共同社會と、それを母胎として創出された國家、すなわち、法と、この法を作成する立法部と、この法にしたがつての裁判と判決の執行にあたる執行部と——ロックは後二者を合して「政府 (civil government)」と呼び、この國家權力を「政治權力 (civil power)」なりしは「政治上の權力 (political power)」と名づける——から成る統治關係とを包括するものに外ならないからである。從來ロ

ック研究者は必ずしも、兩者を區別し、あるいは、共同社會の概念に留意することをしなかつた。ところが、權力の轉移過程をロックがどのように把握しているか、を知る上には、これは決定的な重要性を持つのである。なぜなら、後に見るように、權力の轉移は、自然の状態における各個人から直ちに政治社會における政府へ、と行われるのではなく、自然の状態における各個人から共同社會へ、そして共同社會から政府へ、という過程を描くからである。この過程の第一段階に同意^{II}ないし合意理論が、第二段階に信託理論が適用されていることは、前にふれた通りである。したがつて、共同社會は、權力轉移過程の中に媒介項として立てられているわけであるが、しかし、その意義は單なる媒介性にあるのではなく、より多く、政府にとつての母胎性にある、と言わなくてはならない。權力の信託性は、共同社會の・この母胎性に基くものなのであり、したがつて、母胎性の表明なのである。ロックの信託理論、特に社會契約理論に代わるものとしての同意理論が從來見のがされて來た理由は、おそらく、この共同社會概念への不注意による、と考えら

れるのであるが、共同社會の位置については、また後で見ることしよう。まず、前引の行文に含まれた論旨を分析すると、それは次のようになる。

第一に、自然的權力（ここでは處罰の權力）は、放棄される。第二に、この權力は、これの行使のために任命された者（すなわち、執行部）の手によって行使されるに至る。第三に、この權力は、法にしたがって行使される。第四に、執行部がしたがうべき・この法は、共同社會の合意なり、ないしは、法に合意を興える權威を持つた人々（すなわち、立法部）なりの合意がえられることによって初めて法となる。第五に、執行部は、共同社會によって任命される。第六に、立法部は、共同社會からその權威を興えられる。

自然的權力（ここでは處罰の權力）は、その成立前提の不確定性のゆえに、各人によって放棄される、と述べられてはいる。しかし、その放棄は、この權力が執行部によって行使されることを各人が望むことによって生ずる、という表現からすれば、右の行文においてロックが語っているのは、權力の轉移についてである、と言わな

ジョン・ロックの政治哲學における「同意」理論

くてはならない。ところで、權力がどこに轉移するかについては、確かに右の行文では、それは主として執行部に轉移する、と語られてはいる。しかし、この執行部も、またこれがうべき法を作成する立法部も、いずれも共同社會によって權威を興えられるとするならば、共同社會の・この權威付與の權力は、一體どこから生じたのであろうか。この點については、上の行文は無規定である。しかし、右の吟味から少くとも、權力は、各人によって放棄された・その時に直ちに、執行部なり政府なりに轉移するものではない、それは、政府に轉移する以前にそれとは別の場所にまず轉移する、そして、その場所とは、おそらく共同社會であろう、という推測は可能である。しかし、これを確認するためには、なお、ロックが權力の轉移について語っている・他の敘述を考察しなくてはならない。

ロックがこれについて興えている・いま一つの記述は、同じ第九章の次節 §§. 129—130 である。ここでは、彼は、前引の箇所のように處罰の權力についてのみでなく、自由の權力についてもその轉移について語っている。

まず、ロックは、あの・二つの自然的權力をあらためて、「第一は、自他の保存にとって適當と考えられるものについては、たとえなにごとであれ、自然の法の許す範囲内でこれを行いうる、という權力である」、「自然の状態にあって人が持っている・いま一つの權力は、かの・自然の法にそむいて犯された罪を處罰する權力である」、「と再記し、次いで、この・二つの權力がそれぞれどのように轉移するか、について次ぎのように述べている。「第一の權力、言いかえれば、『自分と殘餘の人類との保存にとって有効と考えられたものは、たとえなにごとであれ、これを行う』、という權力については、彼はこれを引き渡し (gives up)、これが社會の手で作成された法により、かつまた、彼自身と殘餘の社會成員との保存に照して必要とされる限度において、調整されるにまかせせる。この社會の法は、かつて彼が自然の法に基いて持っていた自由を、多くの點で、制限するのである」(IX. §. 129)。「第二に、處罰の權力については、彼はこれを全面的に引き渡す (gives up)。つまり、(以前、自然の法の執行にあたり、自分一個の權威によって自ら適當と考えるま

まに用いることのできた)・自分の強力については、社會の法が要求する限度において社會の執行權力に協力するために、これをささげるのである」(IX. §. 130)。

右の敘述から明らかになることは、第一に、二つの自然的權力が放棄されること、第二に、自由の權力は、ポジティブな法による調整と制限とを受けるに至ること、處罰の權力は、ポジティブな法にしたがって行動する執行部への協力に全面的にささげられるに至ること、第三に、ポジティブな法——それはまた、社會の法とも呼ばれている——は、當該社會の保存の必要を具現したものであること、第四に、かかる法は社會の手で作成されること、であるが、しかし、前引の箇所と同よう、右の敘述の中には、權力が直接にどこに轉移するか、についての規定は見られない。ただ、權力の轉移がここでも繰返して、權力を「引き渡す」という表現によって語られていることを私たちは見のがしてはならない。

求められている・あの規定に近いものを與えているのは、「政治社會、あるいは、市民社會について」と題する第七章で、ロックが政治社會を規定している敘述である。

彼は述べている、「政治社會なるものは、その成員の誰も
が、共同社會によって確立された法に保護を求めること
を排除されぬ限りにおいてあらゆる場合に、上述の自然
的權力を放棄し (quitted)、これをことごとく共同社會
の手中にゆだね切った (resigned up) ところに、そして
また、かかるところにのみ存在するのである。かくして、
各個の成員の・私的な判定は排除され、共同社會が、ゆ
るぎない・所定の・全當事者にとって公平・かつ同一の
法規によって判定を下す審判者となるに至るのである」
(VII. §. 87)。「融合して一つの團體を作り、ゆるぎなく
確立をみた・共通の法と、および、人々の間の紛争に決
裁を下し、犯罪者には罰を加える權威をそなえた・訴訟
機關たる司法部とを有する者たちは、互いに市民社會の
中にいる」(loc. cit.)。「ところで、市民社會にはいり、
いかなる「一國社會」(モナキヤ)にも、いやくもその一員となつた
人は誰しも、かかることにより、自然の法にそむく犯罪
を罰する際自分ひとりの判決をつらぬくという・かの權
力を放棄した (quitted) ことになる。けれども、彼は、
爲政者に訴えることができる限りににおいてあらゆる場合

ジョン・ロックの政治哲學における「同意」理論

に、犯罪にかんする判定權を立法部に引き渡す (given
up) と共に、また、一國社會がその判定を執行するにあ
たって彼の強力を必要とする場合があれば、これがよし
いかなる場合であれ、一國社會は彼の強力をを用いてよし、
とする權利をもこれに與えたのであつた」(VII. §. 88)。

まず、右の數箇所、權力を「引き渡す」という表現
と共にまた、權力を「放棄する」「ゆだね切る」という語
法が用いられていることは、重ねて指摘されなくてはな
らない。しかし、問題の・權力がどこに轉移するか、に
ついては、確かに一たんは、右の權力をことごとく「共
同社會の手中に」ゆだね切る、と語られてはいる。しか
し、その次ぎの節で、判定權を「立法部」に引き渡す、
と述べられているところからすれば、右についての一義
的規定はなお與えられていない、と言わなくてはなるま
い。つまり、この論述では、共同社會と政府とをロッ
ク自身が特に區別してないのである。各個人に代つて
登場する審判者ないしは判定者が、ある箇所では、「共同
社會」であり、ある箇所では、「訴訟機關たる司法部」
——ロックは、執行部を考えているのであろう——であ

り、またある箇所では、「立法部」である、とされているのも、全く右の事情によるのである。

一 以上に見て来たように、自然の状態からの移行については、第一にその根拠と、第二にその内容を考察したただけでは、自然的権力が最初にどこに轉移するか、についての一義的規定はえられない、と言う外はない。私は、この規定は、第三に移行の方法についての・ロックの論述の中に初めて確定的に見いだされるものと考え。そして、そこに同時に、ロックの同意理論が現われ、前にふれた・ロックの共同社會概念の・特異な意味が明らかになり、かつまた、右に結び付いている・彼の「多數決」原理の役割が理解され、上に繰返して注意して来た・自然的権力の「放棄」という規定の根拠が知られるのである。

ところで、その論述は、第八章「政治社會の誕生について」の中で、次ぎのように與えられている。すなわち、「誰にせよ人が、自らの自然的自由を失ひ、市民社會のきずなを身に負うに至る・ゆゑの方法とは、他人と合意を交わして (by agreeing) 一つの共同社會に加入し

(join) 融合する (unite into) ことである。そして、これの目的は、それぞれ自分の所有權を確實に利用すること、および、なんびとにしろその社會以外の者にたいする保全の力を高めることを通じて、互いの間で豊かな・安全な・そしてまた、平和な生活を營んで行くことである。」(VIII. § 95)。「人數のいかんを問わず人々が、このように一つの共同社會ないしは政府を作ること
に同意 (consented) すれば、彼らにかかる行為によって直ちに合體し (incorporated) 一つの政治體 (one body politic) を作る事となる。そして、この中では、過半数の人間 (the majority) が、決議する權利と殘餘の者を拘束する權利とを有するのである」(loc. cit.)。「なぜなら、人數のいかんを問わず人々が、各個人の同意 (the consent of every individual) によつて、一つの共同社會を作つた場合には、彼らにかかる同意によつて、この共同社會を、一體としての決議を行う權利をそなえた一團體 (one body) たるしめたわけであるが、かかる權利は、ひとり過半数の人々の意志と決定とによつて生ずるにすぎないからである。つまり、いかなる共同社會に

しろ、これを動かすものは、ただ、これの成員たる各個人の同意であるにすぎないし、また、一團體をなすものは一つの方向に動くことを必要とされる、そしてそのところから、かかる團體は、過半数の人々の同意から生ずる・大きな力の推進する方向に動くことを必要とされるのである。でなければ、團體が、そこに融合した各個人の同意通りに一團體として一共同社會として決議を行いつ存續して行くことは不可能である。それゆえ、誰しもが、かの同意によって (by that consent)、同時にまた過半数の人々の拘束をうけざるをえなす」(VIII. § 96)。「だから、自然の状態を脱して一つの共同社會に融合する人は、よし誰であれ、かかる社會融合の諸目的に必要な一切の權力を、社會の過半数の人々の手に引き渡す (give up) ものと解されなくてはならないのである……：そして、右のことは、ただひとつ、人々が一政治社會に融合するとの合意を交わすだけで (by barely agreeing) 行われたことになる。なぜなら、かかる合意は、一國社會^{ポリティカル・ソサエティ}にはいり、ないしは、これを形成する個々人の間で交わされ、ないしは交わされるを要する協約 (compact) の

ジョン・ロックの政治哲學における「同意」理論

すべてを盡しているからである」(VIII. § 99)。

右の論述の中には、きわめて重要な・三つの事柄が含まれている。第一は、自然的權力が直接には、政治社會(國家)に轉移するのではなく、政治社會に轉移するに先立ってまず共同社會——嚴密には、その過半数の人——の中に轉移するものと、明らかに語られていることである。つまり、放棄される自然的權力は、その放棄の時においては、なによりもまず共同社會(の過半数の人々)の手中に轉移する。この權力轉移によって共同社會が、自然の状態における權力主體(個人)に代わつて新しい權力主體となる。もとより、この轉移は、provis-
o-riamなものであつて、共同社會(の過半数の人々)は、自由に自らの欲する政府形態を設立し、この設立において權力を政府に信託的に轉移させるのである。この・權力轉移の第二段階について、轉移の根據がなら示されておらないこと、それはただ、過半数の人々の意志と同意とによって行われる、と語られているにすぎないことが、ロックをホップズやプーフェンドルフと分つ點である、と考えられる。ロックが、第一次轉移につい

て語つたように第二次轉移についてその必要の根據を語っていないのは、多數決原理の・餘りにも合理主義的な把握によるものであり、おそらく彼の弱點であるかも知れない。そしてまた、ロックは右の行論において、正確には、共同社會を持つのは、權力を直接に行使する權原であるよりは、行使主體(すなわち政府)を設立する權原であることを、規定すべきでもあった、と思われる。しかしながら、彼が、この・自由な設立の權原の基礎を、各個人の自然的權力が多數決原理によつて共同社會に轉移した點に求め、これによつて、共同社會の・政府にたいする母胎性を基礎づけようとした・その意圖は、あくまでも重視されなくてはならないのである。

第二は、自然的權力がなぜそのように共同社會の中に轉移するのか、あるいは、それがなぜ、しばしば繰返されるように、「放棄される」と規定されなくてはならなかったのか、その根據が示されていることである。ロックは、おそらく、ここで團體法の理論を思っているのである。つまり、自然の状態において缺如している・三つものを政治社會において創出しようとする・個々人の

意志から生じた・一つの目的團體、それが共同社會であるが、かかるものとしての共同社會はなお、そのために独自の意志と權利とを獲得しなくてはならない。ロックがここで提出した多數決原理は、かかる團體權、言いかえれば、新しい權利主體を基礎づけるものであった、と考えられるのである。ロックの・この共同社會は、あたかも、かつてプーフエンドルフによつて、「人々がそれに單一な行動を付與することができ、かつまた、自ら各個人に對抗してある權利を持つている・單一人格⁽⁹⁾」と呼ばれたものにひとしいであろう。この・いわば「人格的團體」にとつては、「それを構成する人々の・最大多數の同意が、例外なく全體の意志として通用する」ことが、本質的な特性であり、それが、「物事が多數決にしたがって定められる」⁽¹⁰⁾根據である。なぜなら、この人格的團體は、「個人とは別なものであり、自らの意志と、自らの行動と、自らに固有な權利とを持つ」⁽¹¹⁾からである。この團體の「總意」の前には、したがって、各個人の「特殊意志」は死ななくてはならない。⁽¹²⁾ロックにおける・各個人の權力放棄もまた、全く同じ根據から生じた、と言うこ

とができる。

第三は、右のような多数決原理が働き出て、各個人の自然的権力の放棄が生ずる契機としての共同社会は、かかる目的團體への加入ないしは融合の「合意」あるいは「同意」によって成立する、と規定されていることである。ロックが、「契約 (contract)」という語を用いているのは、ただの五箇所であり、しかも、それは、婚姻社会を成立させる手段——もともと、この場合には、後にあげる「協約 (compact)」の語も用いられている——、特に、婚姻社会における・夫婦各自の権利を決定する方法を示すために用いられ (三箇所¹³)、また、主従間の雇傭関係を成立させるものとして語られているにすぎない⁽¹⁴⁾。總じて、ロックの場合には契約の語は、政治社会の成立について論ずる際には全く用いられていない、と断定できる。問題の・共同社会の形成の方法としてロックが最も頻繁に用いているのは、疑いもなく、「同意 (consent)」の語であって、「同意による支配」の原則を表わしている・数多くの場合と、所有関係の決定、あるいは、貨幣の使用の基礎としての同意 (九箇所¹⁵) とを別にしても、

ジョン・ロックの政治哲学における「同意」理論

これは一三箇所において見られる⁽¹⁶⁾。また、「合意 (agreement)」の語も、所有関係の決定、および貨幣への価値付與の合意 (七箇所¹⁷) を除いて、一一の箇所において、同意とひとしい意味で用いられているのである。「協約」という語は、婚姻社会の基礎を表わすに前にあげた契約よりも多く用いられ (三箇所¹⁸)、また、同意による支配の原則と同じく政治的支配関係の基礎を示すためにとられている (四箇所²⁰)。けれども、ロックが「原協約 (original compact)」と言う場合、それが右に見た同意ないし合意と相蔽うものとして用いられていることは、五箇所における記述⁽²¹⁾によって、明らかである。更に、ロックが好んで用いる。共同社会へ「融合する (unite into)」加入する (join in) 「合體する (incorporate)」等の表現は、その同意ないしは合意という語も伴わずに、實に三〇箇所の多くにおいて見られるのである⁽²²⁾。このように、その用語によって見ても、共同社会の設立方法にかんする・ロックの支配的思考は、同意ないしは合意のそれにあるのであって、社会契約にあるのではない。と言うことができよう。ロックが用いている・「協

約」の語さえ、後に述べるように、プーフェンドルフのそれとひとしく、いわゆる契約とは別の概念を表わすことは、すでに右によって示唆される。

もとより、問題は表現にあるよりも、意味内容にある、と言わなくてはなるまい。そこで、グロチウスが述べているように、「他人に有用な・すべての行爲は、慈善的なものを除けば、契約なる語をもって蔽われる」とするならば、ロックの同意は契約ではない。なぜなら、それは、同意する者の利害のみを含むにすぎないからである。また、グロチウスの敘述から次ぎのように推測することが誤りでなければ、契約は、契約當事者間における・行爲ないしは物財の交換を内容とするものである⁽²⁵⁾。しかし、ロックの同意がかかる交換とは全く無縁であることは、明らかである。まことに、契約は、プーフェンドルフも言うように、「なんらかの原因、換言すれば、契約者の他方が、一方の利益のために約定したものを、やがて自ら遂行するであろうために、一方が現實になんらかのものを興えないしは行った、ということに基いている」のであり、したがって、かような拘束性を本質とするも

⁽²⁵⁾と言わなくてはならない。しかし、ロックの同意には、右のような拘束性は含まれていないのである。更にまた、彼の同意ないし合意は、ホッブズの言う信約(oo-venant)——ホッブズにあってはこれは協約とひとしいもののように思われる⁽²⁶⁾——とも異なる。なぜなら、ホッブズの信約ないし協約は、契約當事者にたいする信頼に基いて契約行爲と契約内容の遂行との間に時間的な隔りが許されたものであり、その觀點から契約と區別されたものにすぎない、したがって、その拘束性からすれば右はあくまで契約に含まれなくてはならないからである。しかし、プーフェンドルフがしているように、「ロマ法解釋者」によって契約から區別された協約、すなわち「特にかく名づけられた協約 (Convention, particulière-ment ainsi nommée)」——ロマ法解釋者は、この兩者を更に包括する・廣義の概念にも協約の語を用いている。そして、それは、「ふたりあるいは多數の人間の一致」である——を考えれば、これはロックの同意と相蔽うものである。なぜなら、プーフェンドルフによれば、それは、「原因なき一致であり、……—あるいは、彼ら

「ロマ法解釋者たち」によれば、同一事になると言われるのであるが——、それ自身によつて社会的に拘束しない一致、つまり、訴訟問題を生ぜしめない一致⁽³⁰⁾であるからである。もとより、ロックの場合にも、前に見たように、一たび同意を交わした者は多数決原理によつて拘束され、したがつて、政府が崩壊するのでない限りここから離脱することはできない、とされる⁽³¹⁾。しかしながら、この拘束は、同意の目的から来る拘束であり、いわば同意の後に發生する。同意者がかかる拘束の承諾の上に同意を與えるのではなく、したがつて、それは、同意の前にある拘束ではない。契約が、拘束性の前提の上に初めて成立することにかんがみるならば、いかに多数決による拘束は受けるにせよ、契約と同意とは互いに異なるもの、と言わなくてはならない。プーフエンドルフが、契約の原因性にたいし、協約の無原因性を語っているのは、右の事情を指すものであろう。更に、プーフエンドルフの協約とロックの同意との近似性を示す行文として、次ぎのものを付加することもできる。すなわち、プーフエンドルフは、ロックの共同社會に相當する・あの人格的團體

ジョン・ロックの政治哲學における「同意」理論

の成立について、「人々の集合が單一な人格、すなわち、人々がそれに單一な行動を付與することができ、かつまた、自ら各個人に對抗してある權利を持っている・單一な人格となるためには、必然的に、そのすべての人々が相共に、一致して、なんらかの協約を用いて彼らの意志と強力とを融合させていることが必要である。これなくしては、自然的に平等な、多数の人々の融合體を考へることはできない⁽³²⁾」と述べ、そして、この場合の協約とは、「各人が他のすべての人と、相共に永遠に、單一な團體に加入し、そして、彼らの保存と彼らの相互的安全とにかかわる事項を共通の同意によつて規整しよう、という約定を交わすこと⁽³³⁾」である、と語っている。

以上のような意味對比によって見るならば、ロックの同意概念はプーフエンドルフの——ないしは、むしろ、ロマ法解釋者以來の傳統的な——協約概念にひとしいもの、と考へることが許されるであらう。しかも、すでに見たように、ロック自身が、協約をほとんど同意ないしは合意に等置しているのである。このことに照すならば、ロックがロマ法とその解釋とについてどれ程の知識

を持っていたか、が今全く不明であるにせよ、彼の同意概念が、契約概念のように拘束性を含むものではなく、まさしく、政治社會の設立を目的とする・各個人の自由意志の合致を表わすにすぎなかった、と言うことは必ずしも當を失した解釋ではない、と考えられる。もとより、この意志は、一般的・抽象的なものであって、契約内容のように具體的ではない。また、同意が意志の合致であるにすぎなければ、それはなんらの拘束性も持たないであろう。ここに、契約がなすべき・これらの機能を代行するものとして多數決原理が登場する。つまり、共同社會を形成する個人の人々・本来の目的である・創出されるべき政府がどのようなものであるべきか、また、その際各人はどのような拘束を受けるべきか、という問題、すなわち、契約理論をとれば當然當事者にとって契約内容とされ、ないしは契約に随伴するはずの事項は、すべて共同社會（の過半数の人々）の權原事項としてこれに委ねられるのである。その意味で、確かに多數決原理は、ロックの場合、同意理論の補充物として現われている、と言わなくてはならない。

では、ロックはなぜ特にこのような同意概念を採用したのであるか、そしてまた、彼がこれを採用したことの意味は一體なんであるか。これが本稿の・最後の問題である。

- (1) 前節の冒頭に引用された・第二章からの行文参照。
- (2) Ch. II, § 8; Ch. XVI, § 182.
- (3) § 13, 44-45; Ch. III, § 20.
- (4) Ch. III, 特上, § 19.
- (5) ロックは「國家 (State)」という語をほとんど用いていない。同じくごく僅かながら「政治制度 (Politic)」の説明を用いている。
- (6) この語の・ロック特有の用法については、Ch. X, § 133.
- (7) ガフも、これには留意していない。本稿第一節でふれたように、抵抗革命權の主體はこの共同社會である。おそらく、ロックの中には、抵抗の主體は民衆の個人ではなく、その總體である、とする・カルヴァンの思想がひびく、*The History of the English Democratic Ideas in the Seventeenth Century*, Cambridge U. P. 1898, pp. 5-6)。
- (8) ホブズは、人々の間の・永続的な平和の保證のためには、この目的のための・多数の人々の合意ないしは同意が必要であるけれども、なお彼らの間の・意見の背馳、お

よび情念の強さにかんがみれば、この多數者の同意のみでは、求められたい保証はとられなことを知つた。そこから彼は、平和と自己防衛とにかんする事項については、萬人の意志がただ一つであること、したがつて、各人がその意志をただひとり人間ならし集會の意志に服せしめることが必要とされる、という思考に進み、この服従は、各人が残餘の各人との契約 (contract) を持つ、かゝるたひとり人間ならし集會の意志には抵抗しなう、という約束を自ら負う時に、行われる、という結論に達するのである。(Hobbes, Thomas: *Philosophical Rudiments concerning Government and society*. [The English Works of T. H., ed. by W. Molesworth, vol. II, London, 1841, Pt. II (Dominion, Ch. v.) §§ 3, 4, 6, 7; *Leviathan*, ed. by M. Oakeshott, Oxford 1949, pt. II, Ch. XVII.] プーテンホルツもまた、前述のよつた多數決原理を認めながら、なお、第一次協約のみでは人は大多數の人々の意見に自己の特殊の判断を服せしめたがらぬ、と述べて、このから政府形態確立のための第二次協約の必要を引き出すのである。(Pufendorf, Samuel von: *De Jure Naturae et Gentium, Libri octo*. Tr. fr. par J. Barbeyrac, De Droit de la Nature et des Gens, 5^{ed}, Tom. II, Amsterdam, 1734, Liv. VII, ch. V, § VI.)

(6) Pufendorf: op. cit., Liv. VII, Ch. II, § VI. 後述セ
シモン・ロントンの政治哲学下における「同意」理論

- ホルスレーラックに於ける「イタリヤ」の體の部分。以下同
に。この體の體裁は「Gierke: *Das deutsche Genossenschaftsrecht*. Bd. 4, SS. 415 f.
- (10) Pufendorf: op. cit., Liv. VII, Ch. V, § V.
(11) Pufendorf: loc. cit.
(12) Pufendorf: loc. cit.
(13) cf. Ch. VII, §§ 82, 83.
(14) Ch. VII, § 85.
(15) cf. Ch. v, §§ 36, 38, 45, 46, 47, 50, 54, 55. Locke: *Some Considerations of the Lowering of Interest, and Raising of the Value of Money* 參照。
(16) cf. Ch. VIII, §§ 95, 96, 97, 98, 99, 106, 121, 122.
(17) cf. Ch. V, §§ 36, 37, 45, 46, 50.
(18) cf. Ch. II, § 14; Ch. IV, § 24; Ch. VIII, §§ 95, 96, 99, 102, 121; Ch. XIX, §. 211.
(19) cf. Ch. VII, § 78, 81.
(20) cf. Ch. IV, § 23; Ch. VI, § 73; Ch. VIII, § 116, 118.
(21) cf. Ch. II, § 14; Ch. IV, § 24; Ch. VIII, §§ 97, 99.
(22) cf. Ch. II, § 14; Ch. III, § 21; Ch. IV, § 73; Ch. VII, §§ 87, 88, 89, 93, 94; Ch. VIII, §§ 101, 102, 103, 108, 110, 113, 120, 121, 122; Ch. IX, §§ 123, 124; 128, 131, Ch. X, § 132.
(23) Grotius, Hugo: *De Jure ac Pacis Libri tres*. Dt.

- Ubs. von W. Schätzel Tübingen, 1950. Buch II, Kap. 12, §§ III, VII) 私法上の権利を公法上の権利に引用するは、ロッキンガスの教育論の他の中、法学の教育のため特にロ・マタリイの著者の「この以前引の著作を推賞して」の語句、ロッキンガスが「この著作の内容を熟讀して」を推測せざるを得ず。
- (Locke: Some Thoughts concerning Education. [The Educational Writings of J. L. Ed. by J. W. Adamson. Cambridge U. P. 1922. pp. 151—152.]
- (24) Pufendorf: op. cit., Liv. V, Ch. II, § II.
- (25) cf. Pufendorf: loc. cit., § V.
- (26) covenant 也。Hobbes, Thomas: op. cit. pt., I [Liberty] Ch. II, § 9 の翻譯である。トマス・ホブズは「互に相違なくの pactio である」(Elementorum philosophiae sectio tertia, De Civ. T. H. Opera philosophica quae latina scripsit omnia. G. Molesworth, vol. II. Lond. 1839).
- (27) Hobbes: loc. cit. Pufendorf: op. cit., Liv. V, Ch. II, § II.
- (28) ロッキンガスの convention 論(1759) の原語は 'pactio' である。(Pufendorf: De Jure Naturae et Gentium Libri octo cum Annotatis Joannis Nicolai Herlii, Editio nova. Frankfurt am Main. 1706. p.

- 653.)
- (29) トーマン・マタリイの「同意」(consentement) 也。憲法を約束の「更に根柢である」である。(Pufendorf: op. cit., Liv. III, Ch. VI; Les Devoirs de l'Homme et du Citoyen. Tr. fr. par J. Barbeyrac. Nouv. éd. Tom. I. Amsterdam-Leipzig. 1756. Liv. I, Ch. IX, § VIII.)
- (30) Pufendorf: De Dr. d. l. Nat. et d. Gens. Liv. V, Ch. II, § II.
- (31) Ch. VIII, §. 121. ロッキンガスの政府の土地の使用を「必然的」に政府への服従を生ぜしめるが「これは「暗黙の同意」による服従と言われ、土地利用を止めれば人は「政府への服従から解放される。これに反して、「實際の同意」となる人は右のような拘束を受けざるを得ず」と述べているのである。参照。
- (32) Pufendorf: op. cit., Liv. VII, Ch. II, § VI.
- (33) Pufendorf: loc. cit.

四

ロッキンガス(1660年)當時には「ステュアート王朝の復讐を歓迎」ながら「急速にチャールズ二世の専制權力

との敵對關係に入るに至った契機は、なによりもまず信教自由 (Toleration) の問題であつたようである。「内亂」の経験にかんがみて王黨派が王位復興以後、ビュアリタンの壓迫に乗り出したことは、たとえば「クララン・ドゥン・コード」(一六六〇年) に端的に示されているところであり、かつまた後にチャールズ二世からヨーク公への王位繼承をめぐる「排斥問題」(一六七九年) が生じたことも、信教自由問題が政治鬭争と切り離しがたい關係にあつた事情を語っている。ロックが、排斥問題において反政府陣營の主導者であつたシャーフツベリ卿との接觸(一六六六年) に先立って、かなり早い時期からこの問題について關心を寄せていたことは、次ぎにあげるような論說から知られるところであるが、これらの論說は、彼の政治的關心のあり方を示すにとどまらず、彼の政治哲學的思考の生成を知る上にも、少からぬ意義を持つもの、と考えられる。

ロックの信教自由論を知るために研究者に從來與えられていた論說は、ロード・キングによってその「まえがき」を印刷された『爲政者は、宗教上の崇拜にかんする

ジョン・ロックの政治哲學における「同意」理論

無關係事項の運営を合法的に命令し決定しうるやいなや」(一六六〇年)⁽²⁾と『僧權』および『教會』(いずれも一六六二年)⁽²⁾を以て『政治權力と教會權力との相異について』。是認された破門」(一六七三—四年)⁽³⁾、パブリック・リコード・オフィスを所藏される『ロマ共和国考』(一六六〇年)⁽⁴⁾、フォクス・ボウアンによって印刷された『信教自由にかんする一論攻』(一六六七年)⁽⁵⁾、『カロライナ政府のための基本制度』(一六六九年)⁽⁶⁾、および、衆知の『信教自由にかんする書簡』(一六八九年)⁽⁷⁾である。しかし、最近オクスファードのボドリ圖書館の所藏にかかるラヴレイス・コレクションの整理がダラム大學のW・フォン・ライデン博士の手によって行われた結果、右に加えられるべき、三つの資料が発見された。第一は、ロックが、ヘンリー・スタッフからその・信教自由にかんする著書を贈られたことにたいする禮狀(一六五九年)であり、第二は、エドマンド・バダショウの・信教自由論の著書にこたえて執筆された論文——前述の・ロード・キングによって印刷されたものは、この論文の「まえがき」の・しかも一部であるにすぎない——、そして第三は、おそら

く右と同じ年（一六六〇年）に成ったものと推定され、右とほぼ同じ表題を持っているがしかしラテン語で書かれた論文⁽¹¹⁾である。

ところで、ロックの政治哲學の生成を知るといふ點から見て特に注目すべきことは、第一に、少くとも右の英語で書かれた論文の中に、「一六六〇年當時にはロックがある程度までホップズとフィールマーとの影響下にあった」ことを示唆する行論が現われている、と言われていること⁽¹²⁾であり、第二に、「爲政者にかんする・英語およびラテン語雙方の論文の中で、彼「ロック」が自らの見解を支えるためにフッカーを引用している」、と傳えられていること⁽¹³⁾である。ロック自身が「内亂」の経験から政府にたいして後年彼が認めたよりも強大な権力を與えようとしたことが、彼をフィールマーやホップズの絶對主義——もとより、兩者の思想的根柢が全く對立的であり、前者が王權神授説に立つのにたいして、後者は自然的自由と契約理論とに立って、権力の起源を語っている——に近づけたものであろう。信教自由の問題についてロックは最初は確かに教會にたいする・世俗権力の支

配を認めていたのである。ところが、そのロックがやがてフィールマーにたいして全面的に對立するばかりでなく、ホップズにたいしてもそれと異なる政治哲學に到達するに至ったのは、初期のロックの中にフィールマー・ホップズの要素と共に混在していた・フッカーへの依存の契機が支配的になって來たからである、と推測されるのである。しかも、この依存は、ある・質的な變化をとげたものようである。

すなわち、國教會派 (Anglicanism) に立つフッカーは、國家と教會との合致、國家と教會という・二つの社會を支配するのは同一の人物 (國王) を基盤とするものでなくてはならない、と主張する。その根柢は、この兩社會が、同一の民衆に外ならない、というところにあつた。⁽¹⁴⁾ 最初ロックに影響したのは、フッカーの・この面であらう。前引の『爲政者』論 (一六六〇年) では、ロックは、教會にたいする・爲政者の「絶對的・專制的權力」を容認しているのである。ところが、『僧權』⁽¹⁵⁾ (一六六一年) になると、フッカーの見解と共にロックの「分離派 (Separatists) 的」な要素が現われて、右の容認がある訂正を

受けるようになる。すなわち、ロックは、教會にたいする・爲政者の權力は、その爲政者が所屬する教會に及ぶにすぎない、と考へるのである。次いで、彼は『教會』では、教會は「超自然的な・任意的な社會であり、かかる社會は多數存在しうるのであるから、「世俗の權力」が人をただ一つの教會社會に強制することはできないし、また、この社會は人間の良心と神との關係から生れるものであるから、世俗の權力がこの社會に介入することはできない、という・本來の・信教自由の思想に轉換したことを示している。そして、『論政』(一六六七年)で、ロックは、純粹に思辨的な意見と神的崇拜とはすべて、社會とは無關係であるから、これには「自由への・絶對的・普遍的權利」が認められるべきである、とする原則を確立するのである。この原則を更に確認するために、政治社會と教會社會との對比によってその異同を明らかにすべく試みたのが、『相異』論(一六七三—一七四年)である、と言えよう。そして、『僧權』と『教會』とは雙方とも、『一六六一年備忘録』と書込まれた草稿に記されているが、後者に畫期的な思想が現われているこ

ジョン・ロックの政治哲學における「同意」理論

とからすれば、『書簡』(一六八九年)にまで貫ぬかれた・信教自由論の基本線への轉換は、ロックの中で、右の年にしからもかなり急激に行われたもの、と考へられる。ところで、『教會』から読み取られるべき・重要な第一點は、このような轉換がロックの・フッカーへの依存の仕方・質的變化による、と思われることである。すなわち、國王の教會支配權をフッカーが論じているのは、彼が自ら「まえがき」で豫告しているように、『教會政治制度の諸法について』の第八編である。そして、ロックもこの第八編から上述のような・初期の思想を受取ったもの、と思われる。ところが、『教會』ではロックは、フッカーの第一編、第一五節に目を轉じ、教會は「超自然的な社會」であり、それを支配するのは、神が神にたいする崇拜にかんして人々に啓示した・超自然的な法にすぎない、という論旨に着目し、ここに前述したような・信教自由の基本思想の一根據を求めている。だから、信教自由論に限って言えば、ロックは、最初はフッカーと同じ見解をとり、次に、フッカーの・別の面に依存することによってかえって彼から離れた、と言うこ

とが許されるであろう。重要な・第二の點は、先にふれたように、ロックがフッカーから離れる・實踐的な契機は、彼の「分離派」の立場であつたのであるが、彼がこの立場の正當化をしかしフッカーの・右の箇所からえてゐることである。つまり、ロックはここでフッカーから、教會は「任意的な社會」であり、その起源は、他の社會のそれとひとしく、すなわち、社會生活への愛好と、社會結合の誓いへの同意とである、という立論を學び、これによって、教會の多數性の論據としてゐるのである。ところで、注意しなくてはならないことは、ロックがフッカーの第一編から學びとつたのは、單に彼の信教自由論の論據となるべきものにとどまらなかつた、という事柄である。なぜなら、右の第二點にうかがわれるように、この第一編は、フッカーが、法の哲學と各種社會の性質およびその形成理由と形成方法とにかんする論述を與えている部分であるからである。つまり、ロックは、右の箇所から信教自由論の論據をえたばかりでなく、なによりもフッカーの法哲學Ⅱ社會哲學的思考を攝取した、とやうことができる。そして、この間の消息を

確證するものが、おそらく右の時期を隔てる二七、八年後に書かれた『統治論』第二論文における・フッカーからの・ロックとしては異常に多い引用なのである。

『統治論』第二論文について言えば、フッカーからの引用は、全部で一六の箇所で行われており、その中、フッカーの『教會政治制度の諸法について』の第一編第六節、第七節、第八節、第一六節、および、第三編第九節からの・それぞれ一度づつの引用を除けば、壓倒的に多い・一一の箇所での引用はすべて、第一編第一〇節からのものである。フッカーの第一編第一〇節とせば、これは、彼が市民社會の必要の根據と、その設立の方法と、市民社會における權力の基礎とについて語つてゐる部分であり、あの・ぼう大な著作の中でも第八編と共に、彼が本來の政治論について述べてゐる・重要な箇所の一つである。ところで、ロックへの影響を示唆する・第一の點は、その用語である。右の第一〇節でフッカーは、市民社會の設立の方法として「合意 (agreement)」ないし「合意する (agree upon)」という語を——そしてこの語だけを——しばしば用いてゐるばかりでなく、ロッ

クによって援用されている「融合する (unite)」加入する (join)」という表現をもまた使っており、この箇所がロックによって引用されているのである。⁽¹⁹⁾ 第二の點は、フッカーが、市民社會における權力——その中樞としての立法權力——の基礎を、明らかに、その社會の成員の「同意」に求めていることである。これは、本稿で述べることができないが、ロックにおける・いわゆる「同意による支配」という・重要な理論に相當するものであり、ロックは、右に關する・フッカーの敘述を再三引用している。⁽²⁰⁾ 第三は、フッカーが、統治形態と統治者との自由選擇の原則を確言している點であり、これは第八編にも記されているが、ロックは第一編第一〇節の行文から引用している。⁽²¹⁾ 第四は、これはロックによって引用はされていないけれども、フッカーが、ロックの基本的政治理念である立憲君主制、すなわち、法による・國王の權力の限定を述べていることであり、最後に第五に、フッカーが、ロックによって語られている・共同社會の母胎性を明言していることである。⁽²²⁾ その他、ロックが、市民社會の必要性の根據について、原則的にはフッ

ジョン・ロックの政治哲學における「同意」理論

カーと相異なる見解を持ちながら、しかしフッカーに牽引されていると推察される表現を残している點から見て⁽²⁴⁾、ロックがかなりフッカーの社會哲學と政治論とに影響されていることが、うらがきされるのである。特に、前に述べたように、分離派の立場をとって、なによりも國家と教會とを切斷して止まなかつたロックが、國教會派のフッカーを公然と引用していることは、彼の・フッカーへの依存を傳える・この上もない證左と見なされるものであろう。もとより、私はここで兩者の思考關連について立入って論ずることはできない。けれども、ロックがフッカーから終局的には政治權力と信教との關係の在り方のみではなく、政治哲學の基本思考を學ぶに至ったことは、前引の『教會』から推測されるところであり、同意理論はこの依存の表明の一つである、と言うことはできると考える。⁽²⁵⁾

では、第二に、ロックが同意理論をとったことの意味は、どこにあるのであろうか。すでに見たように、ロックの場合、自然の法を支えているのは、人間を、その被造性と被造性による被所有性において直接に神に結び

つけ、これによって人間相互間の支配關係を切斷し、そこに人間をまさに個人とし、價值個體とする論理であつた。つまり、それは、個人的自由の理念を告げるものであつた。そして、おそらく、上に見て來た・ロックの同意理論もまた、右の理念の表出に外ならぬ、と考えられる。ロックは、『人間悟性論』の中で、本來は社會的生產物に外ならない言語使用をなお個人間の・暗黙の同意に基礎づけている。⁽²⁶⁾ また、『利子および貨幣考』や『統治論』第九章「所有權について」の中では、貨幣への價值付與とその使用との根據を個人間の同意と合意とにおいている。⁽²⁷⁾ 更にまた、政治權力の合法性を社會成員個人の同意の中に求めていることは、いわゆる、「同意による支配」の原則と言われるものである。⁽²⁸⁾ すなわち、ロックの同意理論は一般に、客觀的・普遍的な價值を、あくまで個人の心意から發したものととしてとらえ、これを個人の本質の中にに据えようとする・ロックの基本的觀照に根ざしてゐるのである。この觀照は、ロックが知識論において、一切の生得觀念を否定し、すべての知識の發端を個人の感性的知覺の中にのみ求めているところにも、現

われている。つまり、重要なことは、この經驗主義が、*Selbst-erfahrung* のエートスを語るものであり、その意味で根柢的に「自由」の立場を告げるものだ、という點である。上に見て來た・ロックの同意理論は、このエートスの・政治哲學における再現である、と言わなくてはならない。

同意理論の・いま一つの意味は、これが共同社會の・政府にたいする母胎性の基礎となつてゐることである。つまり、契約理論をとれば、契約内容——それは設立されるべき政府にかんする——は具體的でなくてはならないという事情によつて、共同社會は政府の選擇と設立についてなんらかの制約を初めから負うこととなる。ところが、ロックの同意理論は、自然の状態の缺陷を克服するという・一般的・抽象的意志の合致にすぎないのであるから、多數決原理によつて共同社會が政府設立の權力をえる場合には、その權力は、設立に關しては完全に自由な立場にあるわけである。そして、この自由があればこそ、共同社會は政府にたいする優位を獲得し、その母胎となることができるのであつた。ロックの

場合には、この優位と母胎性とは、共同社会から政府への・権力の信託において直截に表明されているのであるが、この点から考えれば、同意理論と信託理論とはまさしく相關者の位置にある、と言うことができる。ロックが、社会契約の代りに同意を、支配契約の代りに信託をとったことには、やはり論理的な連関があったのである。もともと、このような・共同社会の母胎性を確保するために、ロックはある理論的弱點という代償を拂わなくてはならなかった。それは、彼の場合、過半数の人々の決定はそれ自體としてリアルな拘束力を持たない、つまり、多数決の拘束力は多数者の強力から来ない、というところに現われる。ロックはただ、多数決原理を各人が承認しなければ、共同社会は成立せず、したがって同意の目的は達せられない、と語っているにすぎない。すなわち、過半数の人々の決定の拘束力は、多数決原理を各人が理性的に承認するという一點に支えられているにすぎないのである。確かに、ここには餘りにも大きな・理性への信頼がある。自然の状態の前提、すなわち自然の法の理性的承認の不確定性を認めて、これを自然の状

ジョン・ロックの政治哲学における「同意」理論

態の終えんの根據としたロックが、多数決原理の有効性を各個人の・この原理への理性的承認にのみ据えていることは、なご得しかねる點である。ロックのように、人は政治社会を形成しようという根源的目的意志ゆえに理性的に判断するであろう、という思考をとることができなかったからこそ、プーフェンドルフは、第二次協約の必要を説き、ホッブズは、第一次の社会契約の中に、その内容としてすでに服従關係の決定を含ませたのではなからうか。⁽²⁹⁾

(1) Gough: op. cit., p. 178. 「空位期の・狂熱的な行き過ぎにたいする嫌悪から、ロックが、最初王位復興を歓迎したばかりでなく、後年彼が適當視したよりはるかに大きな權威を進而政府に付與したことは、このところから明らかである、と思われる」。ガフの典據は、次註の論説およびその主體にあたる・後出の論文である。

(2) 'Question: — Whether the civil magistrate may lawfully impose and determine the use of indifferent things in reference to Religious Worship,' Lord King: 'The Life and letters of John Locke, with extracts from his journals and common-place books. London, 1830, vol. 1, pp. 13—15.'

- (13) Gough, p. 182.
 (14) 前註(1)参照。
 (15) Robert, Filmer: Observations on Mr. Hobbes' Leviathan: or his Artificial Man—A Commonwealth. (1651/52).
 (16) Richard Hooker: Of the Laws of Ecclesiastical Politic. Eight Books. この著作の最初の四編は一五九三年、第五編は一五九七年、残餘の三編は遺稿として不完全な形で出版された。一六六二年のフッカー著作集の編者と認められる John Gardener によれば、第六、七、八編はこの著作集で初めて公けにされる、と記されているが、モリスは、「重要な第八編は一六二八年までは印刷されなかった」と述べている。(Morris, Ch.: Political Thought in England. Tyndale to Hooker. Oxf. U.-P. 1953, p. 175 n.)
 (17) cf. Troeltsch, E.: Die Soziallehren der christlichen Kirchen und Gruppen. [Ges. Schr. Bd. I.] Tübingen. 1919, S. 699.
 (18) Hooker: op. cit., Preface § 8. 「聖職者のすべてが持つ・秩序の権力と、彼らのすべてが持つわけがなく、また彼らのみが持つでもない・司法の権力との外に、第三の権力、すなわち、教會支配の権力がある。これは、われわれが考えるところでは、聖職者以外の人物に傳達されう

ジョン・ロックの政治哲学における「同意」理論

- るものとされるが、君主すなわち、全政治體に君臨する、われらの・主權的支配者に限定されるものが最も適當である。われわれは第八編をこの問題に委ねた」。
 (19) Locke: Ch. II, § 15; Ch. VI, § 74; Ch. VII, § 91; Ch. XI, §§ 134, 135.
 (20) Locke: Ch. XI, § 134.
 (21) Locke: Ch. VI, § 74; Ch. XI, § 134; Hooker: op. cit., Br. VIII, p. 192.
 (22) Hooker: op. cit., Br. VIII, pp. 191, 195.
 (23) Ibid. pp. 193—194. 國王は最初に民衆との協約によって創設され、この創設によって、権力は母胎(the body)すなわち全政治體から國王へ根源的に流入する。そしてこの流入が権力における・國王の・母胎への依存(dependency)の原因である。フッカーによれば、この依存とは「服従であり隷屬である」。権力は母胎と頭との兩者に宿るものに見えるが、「基本的・根本的には (fundamentally and radically) 前者に宿り、派生的に (derivatively) 後者に宿る」と述べられていゝる。
 (24) Locke: Ch. VII, § 77; Ch. VIII, § 101.
 (25) イムズは、自然の法の把握の仕方について、フッカーは中世の・神學的な自然法學派の・最後の偉大な代表者であり、これにたいして、ロックのそれは人間本性の經驗的觀察から出ているとして、ロックの・數多いフッカー引用

一橋論叢 第三十二卷 第五號

にもかかわらず、ここに兩者の・基本的な・深い相異を見ている。けれども、前述(本稿第一節)したところからすれば、ロックが神學的把握から全面的に解放されている——ホッブズのように——とは考えられない。これは、インズがフッカーの・古典的古代ならびに中世の政治哲學者たちへの依存を強調するところ——もともと、インズの功績はここにあるのであるが——から来る評價ではなからうか(Munz, P.: *The Place of Hooker in the History of Thought*, London, 1952, Appendix D. (Hooker and Locke))。ロックが、抵抗権および革命権の思想は、インズ・グラントの傳統的思想であることの證左として、ピルメン、ブラクトゥン、フォーテスキュー、『君主の鏡』の著者その他のをあげながら、「しかしながら、教會の政治制度」フッカーの「とる國教會主義」についてはフッカーを頼りとして

つも、しかし奇妙な運命によって彼フッカーの土臺にある原則を否定するの止むなきに至った人々を得心せしめるためには、やはりフッカーひとりでは十分である。と私は考えたのである」(XIX, § 239)と述べていることも、やはりホッブズのように、フッカーからロックへの思想的連続性を認めるべき根據の一つである、と思われる(Morris: op. cit., pp. 196—197)。

(29) Locke: *An Essay concerning Human Understanding*. Bk. III, Ch. II, A. C. Fraser's, Edition. vol. II. Oxf. 1894, p. 13.

(27) *Some Considerations of the Lowering of Interest and Raising the Value of Money*, 1st Consideration.

(28) Locke: Ch. XI, §§ 138, 139, 141.

(29) 前節の註(28)を参照。